

高松市家畜法定伝染病防疫マニュアル
(口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱編)

令和４年４月１日策定

令和６年５月１日改定

1 総則

(1) 目的

このマニュアルは、高松市内、香川県内、岡山県及び四国（以下「近隣県」という。）で口蹄疫、豚熱又はアフリカ豚熱（以下「本病」という。）が発生した場合に、香川県からの要請に基づき、香川県及び関係機関等と連携し、まん延防止等の対策を迅速かつ適切に実施するための本市における対応措置を定めるものである。

(2) 定義

ア 口蹄疫

口蹄疫は、口蹄疫ウイルスが原因で、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びイノシシ等の偶蹄類動物が感染する伝染病である。

口蹄疫は、ウイルスの伝播力が非常に強く、発病に伴い家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びイノシシをいう。以下同じ。）に発育障害、運動障害及び泌乳障害等を惹き起こし、莫大な経済的被害が生じるなど、迅速な防疫対応が求められている。

イ 豚熱及びアフリカ豚熱

豚熱は、豚熱ウイルスが原因で、アフリカ豚熱は、アフリカ豚熱ウイルスが原因で豚及びイノシシが感染する伝染病である。

豚熱は、致死性が高いことから、ひとたび豚等（飼育されている豚及びイノシシをいう。以下同じ。）にまん延すれば、莫大な経済的被害が生じるほか、農林水産省からワクチン接種推奨地域に指定され、知事がワクチン接種区域を設定した場合も、地域ごとに豚等に厳しい移動制限が課せられ、流通にも大きな影響を及ぼす。

また、アフリカ豚熱は、治療法や予防法がなく、その病原性の高さから、ひとたびまん延すれば、長期にわたり畜産業の生産性を低下させるなど、大きな影響を及ぼす恐れがある。

(3) 責務

ア 対応方針

本病は、伝播力が極めて強く、家畜が感染した場合、致死率も著しく高いため、畜産業に多大な被害を及ぼすことから、本市に甚大な被害が及ぶことが想定される。

このため、本市では、事前対策として平時より危機管理意識の向上、危機管理体制の整備等を図り、本病が発生した場合は、応急対策として本マニュアル３の（１）を基準として各区分の対策組織を設置する。

本マニュアル３の（１）の「応急対策体制総括表」で非常体制（レベルⅢ）となった場合は、関係法令や香川県口蹄疫防疫マニュアル及び香川県豚熱・アフリカ豚熱防疫マニュアル（以下「県マニュアル」という。）に基づき、香川県口蹄疫対策本部又は香川県豚熱・アフリカ豚熱対策本部（以下「県対策本部」という。）や関係機関等の緊密な連携のもと、感染の拡大防止や市民への情報提供等の総合的な対応をとることにより、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じ

るものとする。その後は、本マニュアルの復旧対策に基づき復旧・復興を推進する。

イ 関係機関との連携

対策推進のための役割分担を次のとおりとする。

区 分	役 割
高松市	本病の防疫対策については、香川県からの要請に基づき、国や香川県、関係機関等と連携しながら、本マニュアルに基づき推進する。本市の主な役割は本マニュアル3の(1)の「応急対策体制総括表」によるものとする。
香川県	本病を疑う（異常を示した）家畜が発生した場合、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）等の規定に基づき、関係市町の協力を得て、発生農場における迅速な防疫措置や、移動制限区域及び搬出制限区域の設定等のまん延防止対策を実施する。

備考1 本病の疑似患畜が確認された場合、原則として移動制限区域は、発生農場から半径3 km以内、搬出制限区域は、発生農場から半径10 km以内で設定される。

備考2 野生イノシシ・シカにおける口蹄疫の感染若しくは野生イノシシにおける豚熱又はアフリカ豚熱の感染（以下「野生イノシシ等における本病の感染」という。）が確認された場合、県において感染が確認された地点から半径10 km以内の地域における、防疫対応（豚等の移動自粛、消毒ポイントの設置、通行制限等）の実施が決定される。

2 事前対策

(1) 危機管理意識の向上

ア 予防対策

畜産農家に畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、野生イノシシ等の侵入を防ぐ防護柵の設置、さらには家畜並びに作業服及び作業靴等を清潔に保つなど、法及び同法施行規則の飼養衛生管理基準に基づく畜舎の衛生管理の啓発を行う。

イ 職員研修の実施

本病の発生時における、まん延防止対策を迅速かつ円滑に行うため、県等が実施する本病の防疫演習に参加し、防疫対応技術を習得する。

ウ 市民に対する啓発活動

広報誌やホームページ等を活用して、本病についての正しい知識を周知するほか、本病の発生に備え、畜産農家以外での偶蹄類動物の飼育状況の把握に努めるとともに、衛生的な飼育管理方法を周知する。

(2) 危機管理体制の整備

本病の防疫対策は、本病を疑う症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）等が発見された場合の対応、患畜又は疑似患畜と決定された場合の防疫措置や、発生農場の周辺地域での防疫対応など、それぞれの状況に応じた取組が求められるため、高松市緊急事態等処理計画に基づき、状況に応じた危機管理体制を本マニュアルで定める。

(3) 資材の確保

緊急的な防疫措置等に迅速に対応できるよう農林水産課において必要最小限の資材を確保する。

ア 備蓄により確保する用品一覧表（鳥インフルエンザ感染状況調査支援等緊急時用を兼ねる）

用品名	数量	備考
衛生帽子	5 個以上	
N 9 5 マスク	5 個以上	
防護服	5 着以上	
医療用ゴム手袋	5 組以上	
ゴーグル	5 個以上	
ゴム長靴	1 0 足以上	
その他作業に必要なもの	1 式	散布機、消毒液、クーラーボックス、ポリタンク、靴消毒槽等

イ 保管場所

高松市瀬戸内町の瀬戸内倉庫及び本庁舎内の農林水産課が管理する倉庫とする。

3 応急対策

(1) 応急対策体制総括表

区 分		高松市口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱防疫対策連絡会（以下「対策連絡会」という。） 監視・情報収集体制（レベルⅠ）	高松市口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱防疫対策幹事会（以下「対策幹事会」という。） 警戒体制（レベルⅡ）	高松市口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部（以下「対策本部」という。） 非常体制（レベルⅢ）
本部長 幹事長 会長等		会長：創造都市推進局長 副会長：産業経済部長	幹事長：創造都市推進局長 副幹事長：産業経済部長	本部長：市長 副本部長：副市長
構成員		関係課長等	関係課長等	教育長・各局長等
事務局		農林水産課	農林水産課	事務局長：創造都市推進局長 危機管理課・農林水産課
設置基準	農場で発生した場合	香川県畜産課等から、近隣の農場で本病の疑似患畜等が発生し、制限区域に香川県が含まれる旨の通知があった時（ただし、レベルⅡの設置基準ウ及びレベルⅢの設置基準ウを除く。）	香川県畜産課等から ア 香川県内の（本市に直接的な影響のない）農場で異常家畜を発見した旨の通知があった時 イ 香川県内の農場で本病の疑似患畜等が発生した旨の通知があった時（ただし、レベルⅢの設置基準イを除く。） ウ 近隣の農場で本病の疑似患畜等が発生し、制限区域に本市が含まれる旨の通知があった時（ただし、レベルⅢの設置基準ウを除く。）	香川県畜産課等から ア 本市内の農場で異常家畜を発見した旨の通知があった時 イ 香川県内の農場で本病の疑似患畜等が発生し、制限区域に本市が含まれる旨の通知があった時 ウ 近隣の農場で本病の疑似患畜等が発生し、制限区域に本市が含まれ、かつ、制限区域内に本市内の農場がある又は本市内に消毒ポイントが設置される旨の通知があった時
	野生イノシシ等における本病の感染が確認された場合	香川県畜産課等から香川県内で野生イノシシ等における本病の感染が確認され、確認された地点を中心とした半径10km以内の区域に高松市が含まれる旨の通知があった時	香川県畜産課等から本市内で野生イノシシ等における本病の感染が確認された旨の通知があった時	
主な業務		ア 対策連絡会の設置 イ 情報収集 ウ 防疫対応（消毒ポイントの確認、市民相談窓口の設置、風評被害対策等）の準備 エ 埋却地の確認	レベルⅠで実施するもののほか ア 対策幹事会の設置 イ 香川県から防疫対応や制限区域について情報収集 ウ 防疫対応の準備	レベルⅠ、Ⅱで実施するもののほか ア 対策本部の設置 イ 香川県への連絡員の派遣 ウ 香川県から要請を受けた防疫対応の実施

	オ 死亡した野生イノシシ等への対応の確認（焼却施設、検査体制、猟友会への周知等） カ 対策幹事会（レベルⅡ）又は対策本部（レベルⅢ）設置の検討・準備 ※ただし、野生イノシシ等における本病の感染が確認された場合は、上記、エを除く。	（ア） 市民相談対策窓口の設置 （イ） 広報等を通じた風評被害の防止対策 （ウ） 学校給食や公共施設等での適切な取り扱いの周知 （エ） 死亡した野生イノシシ等の処分について焼却施設との調整 エ 県が実施する野生イノシシ等への対応への協力及び猟友会への周知 オ 対策本部（レベルⅢ）設置の検討・準備 ※ただし、野生イノシシ等における本病の感染が確認された場合は、上記、ウ（ウ）を除く。	（ア） 消毒ポイント等の設置・運営 （イ） 着衣会場（香南体育館）の確保 （ウ） 脱衣場（発生農場）の設置 （エ） 防疫要員の派遣 （オ） 通行の規制又は遮断 （カ） その他、香川県から要請がある防疫対応 エ 地元住民説明会の開催（発生地、埋却地、交通規制等） オ 本病発生の広報（本市内で発生した場合）
--	---	--	--

(2) 応急対策体制の構成等

ア 対策連絡会（監視・情報収集体制 レベルⅠ）

(ア) 対策連絡会の構成は次のとおりとする。

区 分	構 成 員		
会 長	創造都市推進局長		
副 会 長	産業経済部長	事務局	農林水産課
委 員	広聴広報・シティプロモーション課長、人事課長、危機管理課長、財政課長、財産経営課長、協働コミュニティ推進課長、くらし安全安心課長、生活衛生課長、環境指導課長、環境業務課長、農林水産課長、スポーツ振興課長、道路管理課長、河港課長、農業委員会事務局農政課長		

(イ) 市長等への報告

香川県東部家畜保健衛生所等から本マニュアル3の(1)の区分がレベルⅠに該当する通知があった時、又はこれらの情報の確認が取れた時、農林水産課長は、創造都市推進局長を通じて、第一報を市長に報告するとともに、対策連絡会を設置し、会長と協議して、収集した情報及び協議内容等を構成員に適宜報告する。

※委員への報告については、庁内メール等で報告し、必要に応じて会議を招集する。

(ウ) 情報の管理

必要に応じて、収集した情報等を市民、関係機関、関係団体等に提供する。

(エ) 香川県との協力体制

香川県から要員の派遣及び資材の調達依頼等があった場合は、その規模に応じて可能な範囲で対応をする。

(オ) 応急対策体制の検討

必要に応じて対策幹事会（レベルⅡ）又は対策本部（レベルⅢ）の設置の検討及び準備をする。

イ 対策幹事会（警戒体制 レベルⅡ）

（ア） 対策幹事会の構成は次のとおりとする。

区 分	構 成 員		
幹 事 長	創造都市推進局長		
副 幹 事 長	産業経済部長	事務局	農林水産課
幹 事	広聴広報・シティプロモーション課長、人事課長、危機管理課長、財政課長、契約監理課長、財産経営課長、協働コミュニティ推進課長、各総合センター長、くらし安全安心課長、地域共生社会推進課長、こども保育教育課長、生活衛生課長、環境総務課長、環境指導課長、環境業務課長、南部クリーンセンター所長、西部クリーンセンター所長、産業振興課長、農林水産課長、スポーツ振興課長、道路管理課長、河港課長、出納室長、保健体育課長、農業委員会事務局農政課長、議会事務局総務調査課長		

（イ） 市長等への報告

香川県東部家畜保健衛生所等から本マニュアル3の(1)の区分がレベルⅡに該当する通知があった時、又はこれらの情報の確認が取れた時、農林水産課長は、創造都市推進局長を通じて、第一報を市長に報告するとともに、対策幹事会を設置し、幹事長と協議して、収集した情報及び協議内容等を構成員に適宜報告する。

※幹事への報告については、庁内メール等で報告し、必要に応じて会議を招集する。

（ウ） 情報の管理

必要に応じて、収集した情報等を市民、関係機関、関係団体等に提供する。

（エ） 香川県との協力体制

香川県から要員の派遣及び資材の調達依頼等があった場合は、その規模に応じてできる範囲で対応をする。

（オ） 応急対策体制の検討

必要に応じて対策本部（レベルⅢ）の設置の検討及び準備をする。

ウ 対策本部の設置（非常体制 レベルⅢ）

（ア） 対策本部各班における所属別業務は、次のとおりとする。

a 総務対策班

担当部局	担当課	分掌事務
政策局	秘書課＊	・ 本部長（市長）、副本部長（副市長）のスケジュール調整に関する事
	広聴広報・シティプロモーション課＊	・ 報道機関への対応に関する事 ・ 市民への広報に関する事
総務局	○危機管理課＊	・ 対策本部の設置に関する事 ・ 対策本部の招集、進行等に関する事 ・ 情報収集及び対策本部の企画調整に関する事 ・ 対策本部議事録等の作成に関する事 ・ 自衛隊の受入れ調整に関する事 ・ 対策本部の庶務全般に関する事
市民局	協働コミュニティ推進課	・ 発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事 ・ 地元自治会及びコミュニティ協議会等への協力依頼に関する事
	各総合センター	・ 発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事 ・ 地元自治会及びコミュニティ協議会等への協力依頼に関する事
	くらし安全安心課	・ 地元警察署との連絡調整、受入れに関する事
創造都市推進局	農林水産課	・ 対策本部の設置に関する事 ・ 対策本部の招集、進行等に関する事 ・ 情報収集（県畜産課等への連絡員の派遣を含む。）及び対策本部の企画調整に関する事 ・ 市長等への報告に関する事 ・ 自衛隊の受入れ調整に関する事 ・ 発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事 ・ 対策本部の庶務全般に関する事
市議会事務局	総務調査課＊	・ 市議会への報告に関する事

b 防疫対策班

担当部局	担当課	分掌事務
政策局	広聴広報・シティプロモーション課	・ 発生地域の地元住民との連絡調整に関すること
総務局	○人事課＊	・ 職員の動員配置（班編成等を含む）に関すること ・ 着衣会場の運営に関すること
財務局	財産経営課	・ 脱衣場等の設置に関すること ・ 必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払に関すること
市民局	協働コミュニティ推進課	・ 埋却地周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）に関すること ・ 地元住民への埋却処分の説明会に関すること ・ 香川県西部家畜保健衛生所の疫学調査等の協力（発生農場への案内等）に関すること ・ 発生地域の地元住民との連絡調整に関すること
	各総合センター	・ 埋却地周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）に関すること ・ 地元住民への埋却処分の説明会に関すること ・ 香川県西部家畜保健衛生所の疫学調査等の協力（発生農場への案内等）に関すること ・ 発生地域の地元住民との連絡調整に関すること
健康福祉局	生活衛生課＊	・ 愛がん動物に関すること
環境局	環境指導課＊	・ 埋却地周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）に関すること ・ 殺処分した家畜及び汚染物品等の埋却地選定に関すること
	環境業務課＊	・ 死亡した野生イノシシ等の回収に関すること ・ 制限区域内の家庭から出されるごみの収集運搬に関すること
	南部クリーンセンター＊	・ 焼却施設（死亡野生イノシシ等のみ）周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）等に関すること
	西部クリーンセンター＊	・ 焼却施設（死亡野生イノシシ等のみ）周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）等に関すること

創造都市推進局	農林水産課＊	・埋却地及び焼却施設（死亡野生イノシシ等のみ）周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）等に関する事 ・死亡した野生イノシシ等の回収に関する事 ・脱衣場等の設置に関する事 ・殺処分した家畜及び汚染物品等の埋却地選定に関する事 ・地元住民への埋却処分の説明会に関する事 ・埋却地（林地開発）に関する事 ・評価人の選定に関する事 ・消毒ポイントの設置運営に関する事 ・職員の動員配置（業務に専門性が必要な場合）に関する事 ・高松市食肉センターにおける防疫対策に関する事（口蹄疫のみ） ・香川県西部家畜保健衛生所の疫学調査等の協力（発生農場への案内等）に関する事 ・野生イノシシ等への対応に関する事
	スポーツ振興課＊	・着衣会場の会場（駐車場を含む）の提供、設営に関する事 ・消毒ポイントの設置運営に関する事
都市整備局	道路管理課	・死亡した野生イノシシ等の回収に関する事
	河港課＊	・死亡した野生イノシシ等の回収に関する事
	公園緑地課＊	・着衣会場の会場（駐車場）の提供に関する事
教育局	教育総務課＊	・着衣会場の会場（駐車場）の提供に関する事
農業委員会事務局	農政課＊	・埋却地（農地転用）に関する事

c 市民相談班

担当部局	担当課	分掌事務
政策局	広聴広報・シティプロモーション課	・市民等への情報周知及び公表等に関する事 ・風評被害防止対策の周知及び広報等に関する事
市民局	協働コミュニティ推進課＊	・発生地域の地元住民との連絡調整に関する事 ・発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事
	〇くらし安全安心課＊	・相談窓口（家畜の異常、消費生活、食の安全）に関する事
	各総合センター＊	・発生地域の地元住民との連絡調整に関する事 ・発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事

創造都市推進局	農林水産課	・市民等への情報周知及び公表等に関する事 ・風評被害防止対策の周知及び広報等に関する事 ・発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事
---------	-------	--

d 交通規制対策班

担当部局	担当課	分掌事務
創造都市推進局	農林水産課	・林道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関する事
	土地改良課＊	・農道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関する事
都市整備局	○道路管理課＊	・市道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関する事

e 経営安定対策班

担当部局	担当課	分掌事務
財政局	財政課	・畜産農家への経営安定・支援対策（予算措置）に関する事
創造都市推進局	○農林水産課	・畜産農家への経営安定及び支援対策に関する事 ・畜産農家への緊急融資に関する事 ・関連事業者への経営安定に関する事

f 財政対策班

担当部局	担当課	分掌事務
総務局	人事課	・職員の手当等の確保に関する事
財政局	○財政課＊	・本対策業務に係る予算確保及び執行に関する事 ・防疫対策（物品購入費、人件費等）予算調達、調整及び執行に関する事
	財産経営課	・必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払に関する事
出納室	出納室＊	・本対策業務に係る予算確保及び執行に関する事 ・必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払に関する事

g 学校等対策班

担当部局	担当課	分掌事務
健康福祉局	こども保育教育課＊	・学校給食等への適切な取り扱いの周知等に関する事
教育局	○保健体育課＊	・学校給食等への適切な取り扱いの周知等に関する事

h 健康管理班

担当部局	担当課	分掌事務
総務局	人事課	・ 職員の健康相談に関すること
健康福祉局	○地域共生社会推進課 *	・ 市民からの健康相談問い合わせ等の対応に関すること ・ 職員の健康相談に関すること
	感染症対策課 *	・ 市民からの健康相談問い合わせ等の対応に関すること

備考 1 ○を付した課が当該班の責任課とする。

備考 2 所属によっては、業務内容で複数の班に属する場合がある。対策本部での着席は*印のある班とする。

備考 3 対策本部各班における業務執行体制は、「各班における所属別業務」に関わらず各班で協議、協力して実施するものとする。

備考 4 各班における所属別業務を担当する担当所属ごとに当該業務を担当するリーダー及び担当をあらかじめ定めておく。リーダーは原則 1 名、担当の人数は担当所属の判断によるものとし、人事異動を踏まえて、毎年度当初に更新する。

備考 5 各班における責任課の課長をもって当該班の班長とする。各班の班長は、当該班の業務を指揮する。班長の所属以外の課の業務については、当該業務を直接担当する担当所属のリーダーを通じて、業務を執行する。

備考 6 班を構成する担当所属のうち、直接担当する業務が割り振られていない担当所属は、班長の指示に基づき、必要に応じて要員を配置し、班の業務の執行に当たらせるものとする。

備考 7 班の業務は、原則として、当該業務を直接担当する担当所属の執務場所において行う。

ただし、総務対策班及び防疫対策班の業務を担当する農林水産課職員及び当該業務を補助する創造都市推進局職員は、防災合同庁舎災害対策本部室において業務を行う。

(イ) 発生時の対応

a 初動体制

本病発生後 7 2 時間は、原則 2 4 時間体制で防疫業務に当たるものとする。ただし、県対策本部が 2 4 時間体制の間は、対策本部も同様に監視体制をとるものとする。

b 発生確認の報告と対策本部の設置

(a) 香川県から異常家畜が発見された旨の連絡又は野生イノシシ等における本病の感染が確認され、防疫対応への支援要請の連絡を受け、農林水産課長は、対策本部各班の班長に、班における非常体制を整えるよう依頼する。

(b) 農林水産課長は、発生状況の第 1 報を作成し、創造都市推進局長に報告する。創造都市推進局長は、市長・副市長に発生状況の第 1 報を報告し、対策本部の設置について市長の了解を得る。

(c) 農林水産課長は、対策本部構成課に発生状況の第 1 報及び対策本部が設置された旨を連絡するとともに、本マニュアルに基づく各班の業務の開始を依頼する。

(d) 農林水産課長は、市議会事務局を通じて各議員に発生状況の第1報及び対策本部が設置された旨を報告する。

(e) 香川県からの本病発生に係る情報や防疫対応に係る情報等は、総務対策班及び防疫対策班の業務を担当する農林水産課職員が業務を行う防災合同庁舎災害対策本部室において集約し、各班へ資料等の形で配付・周知する。また、各班の防疫対応状況等に係る情報は、災害対策本部室に集約し、本部会議へ報告するなど一元管理をするものとする。

(ウ) 最優先で対応すべき業務は下記のとおりとする。

- a 脱衣場及び消毒ポイントの設置 《防疫対策班》
- b 防疫対策の実施に使用する施設、備品（テント、ブルーシート、机、イス等）、及び公用車等の確保 《防疫対策班》
- c 発生地域の地元住民への説明、相談窓口の設置、報道提供 《総務対策班》
- d 防疫要員の動員計画に基づく第1陣の「防疫要員名簿」の調整 《防疫対策班》
要員の業務は着衣会場、脱衣場及び消毒ポイントの設置並びに発生地対応及び立入制限（交通規制）とする。
- e 西部クリーンセンターでの汚染物品等の処分についての調整（必要に応じて、地元説明会を開催） 《防疫対策班》
- f 埋却地の決定に係る調整 《防疫対策班》

(エ) 対策本部会議の開催

本市内農場での疑似患畜確定等の連絡を受け、下記の手順に従い速やかに「対策本部会議」を開催する。

- a 対策本部会議は、本部長が招集し、危機管理課が運営・進行を行う。
- b 本病の発生状況や防疫対応に関する資料作成及び対策本部会議における説明は、農林水産課が行う。
- c 会議において決定した事項については、各班長から班内に伝達し、各班において速やかに対応を行うものとする。
- d 会議の議事録については、危機管理課で作成する。
- e 報道機関への対応については、広聴広報・シティプロモーション課が行う。

(オ) 対策本部会議の協議事項

各本部構成員（教育長、各局長）は、対策本部会議における下記の協議事項を即決できるよう各関係所属長を会議に出席させることとする。

- a 市民相談窓口の設置に関すること
- b 議会対応及び市民への報告及び広報等に関すること
- c 消毒ポイントの設置及び業務協力に関すること
- d 必要物資の調達に関すること
- e 現地事務所等への職員動員及び輸送方法に関すること

- f 防疫要員の着衣会場の設置及び業務協力に関する事
- g 発生農場入口付近における立ち入り制限場所及び防疫作業に係るテント等の設営及び地元住民との調整に関する事
- h 殺処分した家畜及び汚染物品等の埋却地又は焼却施設の選定及び地元住民との調整に関する事
- i 制限区域内のイベント開催やごみ収集等の業務に関する事
- j 被害農家への生活再生支援に関する事
- k 防疫に係る予算措置に関する事
- l その他本市が行うべき防疫対応に必要な業務に関する事

エ 職員の動員計画

(ア) 動員配備の区分

本病に対する防疫対応を迅速に実施するため、県対策本部等からの要請に基づき、要員の派遣をする。なお、発生農場の規模やまん延状況等により動員規模が変動することから、活動体制を３段階に設定する。

区 分	防疫対策班（窓口課）
第１段階	農林水産課
第２段階	創造都市推進局（産業振興課）
第３段階	全部局（人事課）

備考１ 県対策本部等からの要員派遣依頼人数等によって、第１段階（約１５人まで）における動員配備が困難な場合は、第２段階（約４０人まで）へ、さらには第３段階（約４０人超）に移行するものとする。

備考２ 各局幹事課は、対策本部を設置している場合、防疫対策班において策定した動員計画に基づき、動員する職員の取りまとめを行うものとする。対策本部が設置されていない場合、各窓口課で取りまとめを行うものとする。

(イ) 防疫要員の動員計画

ａ 対策本部が設置された際、県からの要員派遣要請に応じて、現地の防疫活動等に従事する要員の動員計画をあらかじめ定めておき、人事異動を踏まえて、毎年度当初に更新する。

・「本病発生時の防疫要員の動員計画」（別紙５）

ｂ 防疫要員が従事する業務は、本市の農場で異常患畜が確認された場合の防疫施設の設置（１班）並びに、疑似患畜が確定して開始される防疫措置に関連する消毒ポイントの運営（３班）及び発生農場等での防疫作業（４班）、着衣会場の運営（３班）を想定。なお、本病の発生状況により、作業内容は変更する場合がある。

・動員率

創造都市推進局（農林水産課を除く。）：１７％程度

その他の局（病院局及び消防局を除く。）：６％程度

(ウ) 動員配備の取りまとめ

本病が発生した場合、県対策本部からの要請に基づき、当該動員計画をもとに派遣時間帯ごとの「防疫要員名簿」を取りまとめる。対策本部を設置している場合、防疫対策班は関係局幹事課に動員数を伝達する。関係局幹事課は配備する職員の氏名を防疫対策班に報告する。

4 復旧対策

(1) 復旧・復興の推進

ア 安全性の確認

国防疫指針に基づき、防疫措置の完了後、県対策本部指揮のもと、以下の清浄性の確認等のための検査に協力応ずる。

(ア) 清浄性確認検査

(イ) 発生農場等の家畜再導入のための検査

イ 営農再開支援

本病の発生に伴い、被害を被った畜産農家等の営農再開を支援するための措置を実施し、早期の営農再開を支援する。

(2) 被害者等へのフォロー

ア 営農再開相談の実施

本病の発生に伴い、被害を被った畜産農家等の営農再開に向けた相談窓口を農林水産課に設置する。

イ 心と健康相談の実施

本病の発生に伴い、被害を被った畜産農家及び防疫従事者の心と健康相談窓口を保健所に設置する。

(3) 再発防止策の検証・実施

ア 発生原因の究明

県が実施する発生原因の究明のための感染経路の調査に必要な情報収集や現地調査に協力する。

イ 再発防止策の検討

県が実施する発生原因の究明や、防疫対応の検討等を踏まえ、再発防止に向けた取組の総合的な検討に協力する。

(4) 対応の評価とマニュアルの見直し等

ア 対応の評価

本病発生による防疫対応を評価し、課題を抽出して今後に備え、迅速かつ効果的な防疫対応について検討する。

イ マニュアルの見直し

本マニュアルは、適宜、見直しを行うものとする。

【参考】所属別業務一覧

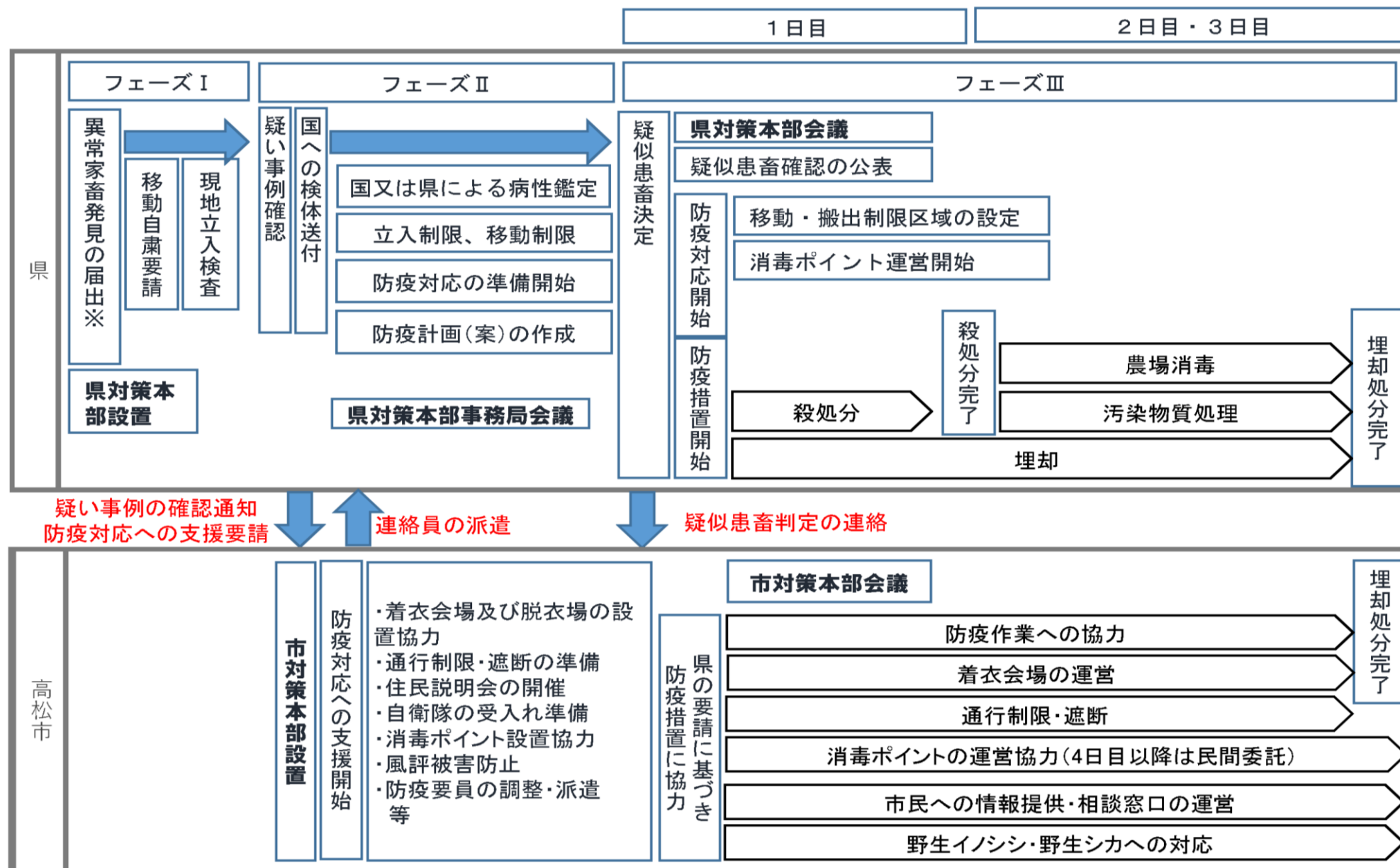
所属の分掌事務（役割）については、次の表のとおりとする。

担当部局	担当課	分掌事務（役割）
政策局	秘書課	・ 本部長（市長）、副本部長（副市長）のスケジュール調整に関すること
	広聴広報・シティプロモーション課	・ 報道機関への対応に関すること ・ 市民への広報に関すること ・ 発生地域の地元住民との連絡調整に関すること ・ 市民等への情報周知及び公表等に関すること ・ 風評被害防止対策の周知及び広報等に関すること
総務局	人事課	・ 職員の動員配置（班編成等を含む）に関すること ・ 着衣会場の運営に関すること ・ 職員の手当等の確保に関すること ・ 職員の健康相談に関すること
	危機管理課	・ 対策本部の設置に関すること ・ 対策本部の招集、進行等に関すること ・ 情報収集及び対策本部の企画調整に関すること ・ 対策本部議事録等の作成に関すること ・ 自衛隊の受入れ調整に関すること ・ 対策本部の庶務全般に関すること
財政局	財政課	・ 本対策業務に係る予算確保及び執行に関すること ・ 防疫対策（物品購入費、人件費等）予算調達、調整及び執行に関すること ・ 畜産農家への経営安定・支援対策（予算措置）に関すること
	財産経営課	・ 脱衣場等の設置に関すること ・ 必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払に関すること
市民局	協働コミュニティ推進課	・ 発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関すること ・ 地元自治会及びコミュニティ協議会等への協力依頼に関すること ・ 埋却地周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）に関すること ・ 地元住民への埋却処分の説明会に関すること ・ 香川県西部家畜保健衛生所の疫学調査等の協力（発生農場への案内等）に関すること ・ 発生地域の地元住民との連絡調整に関すること
	各総合センター	・ 発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関すること ・ 地元自治会及びコミュニティ協議会等への協力依頼に関すること ・ 埋却地周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）に関すること ・ 地元住民への埋却処分の説明会に関すること ・ 香川県西部家畜保健衛生所の疫学調査等の協力（発生農場への案内等）に関すること ・ 発生地域の地元住民との連絡調整に関すること

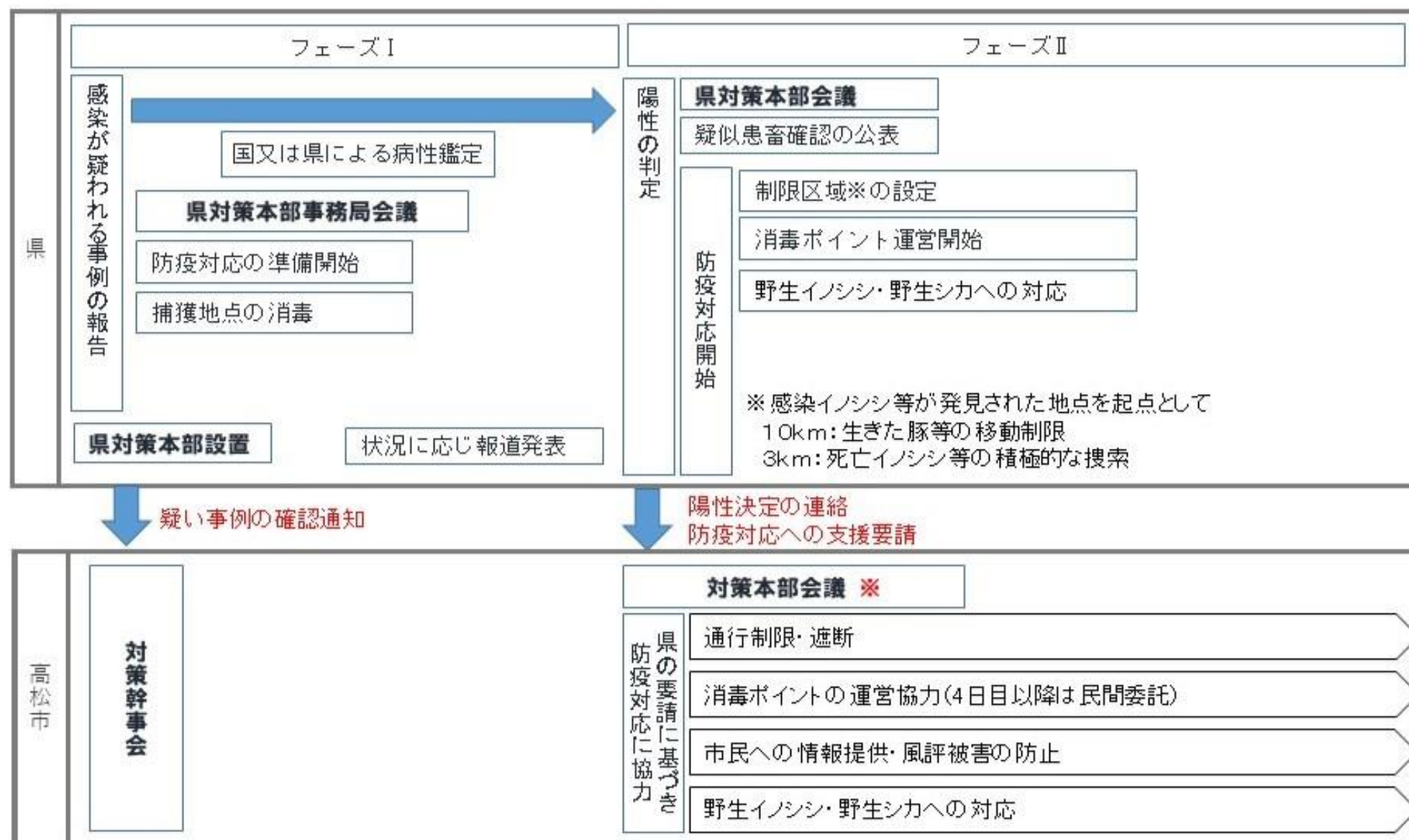
	くらし安全安心課	・ 地元警察署との連絡調整、受入れに関する事 ・ 相談窓口（家畜の異常、消費生活、食の安全）に関する事
健康福祉局	地域共生社会推進課	・ 市民からの健康相談問い合わせ等の対応に関する事 ・ 職員の健康相談に関する事
	こども保育教育課	・ 学校給食等への適切な取り扱いの周知等に関する事
	感染症対策課	・ 市民からの健康相談問い合わせ等の対応に関する事
	生活衛生課	・ 愛がん動物に関する事
環境局	環境指導課	・ 埋却地周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）に関する事 ・ 殺処分した家畜及び汚染物品等の埋却地選定に関する事
	環境業務課	・ 死亡した野生イノシシ等の回収に関する事 ・ 制限区域内の家庭から出されるごみの収集運搬に関する事
	南部クリーンセンター	・ 焼却施設（死亡野生イノシシ等のみ）周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）等に関する事
	西部クリーンセンター	・ 焼却施設（死亡野生イノシシ等のみ）周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）等に関する事
創造都市推進局	農林水産課	・ 対策本部の設置に関する事 ・ 対策本部の招集、進行等に関する事 ・ 情報収集（県畜産課等への連絡員の派遣を含む。）及び対策本部の企画調整に関する事 ・ 市長等への報告に関する事 ・ 自衛隊の受入れ調整に関する事 ・ 発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事 ・ 対策本部の庶務全般に関する事 ・ 埋却地及び焼却施設（死亡野生イノシシ等のみ）周辺の地元住民説明会（状況報告と防疫作業の協力）等に関する事 ・ 死亡した野生イノシシ等の回収に関する事

創造都市推進局	農林水産課	・脱衣場等の設置に関する事 ・殺処分した家畜及び汚染物品等の埋却地選定に関する事 ・地元住民への埋却処分の説明会に関する事 ・埋却地（林地開発）に関する事 ・評価人の選定に関する事 ・消毒ポイントの設置運営に関する事 ・職員の動員配置（業務に専門性が必要な場合）に関する事 ・高松市食肉センターにおける防疫対策に関する事（口蹄疫のみ） ・香川県西部家畜保健衛生所の疫学調査等の協力（発生農場への案内等）に関する事 ・野生イノシシ等への対応に関する事 ・市民等への情報周知及び公表等に関する事 ・風評被害防止対策の周知及び広報等に関する事 ・発生農場周辺の地元住民説明会（状況報告、防疫作業、交通規制等の協力）に関する事 ・林道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関する事 ・畜産農家への経営安定及び支援対策に関する事 ・畜産農家への緊急融資に関する事 ・関連事業者への経営安定に関する事
	土地改良課	・農道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関する事
	スポーツ振興課	・着衣会場の会場（駐車場を含む）の提供、設営に関する事 ・消毒ポイントの設置運営に関する事
都市整備局	道路管理課	・死亡した野生イノシシ等の回収に関する事 ・市道の規制、監視（通行止め、占用手続き等）に関する事
	河港課	・死亡した野生イノシシ等の回収に関する事
	公園緑地課	・着衣会場の会場（駐車場）の提供に関する事
出納室	出納室	・本対策業務に係る予算確保及び執行に関する事 ・必要な資材の調達、調整、軽微な修理及び支払に関する事
教育局	教育総務課	・着衣会場の会場（駐車場）の提供に関する事
	保健体育課	・学校給食等への適切な取り扱いの周知等に関する事
農業委員会事務局	農政課	・埋却地（農地転用）に関する事
市議会事務局	総務調査課	・市議会への報告に関する事

1 農場で発生した場合の対応

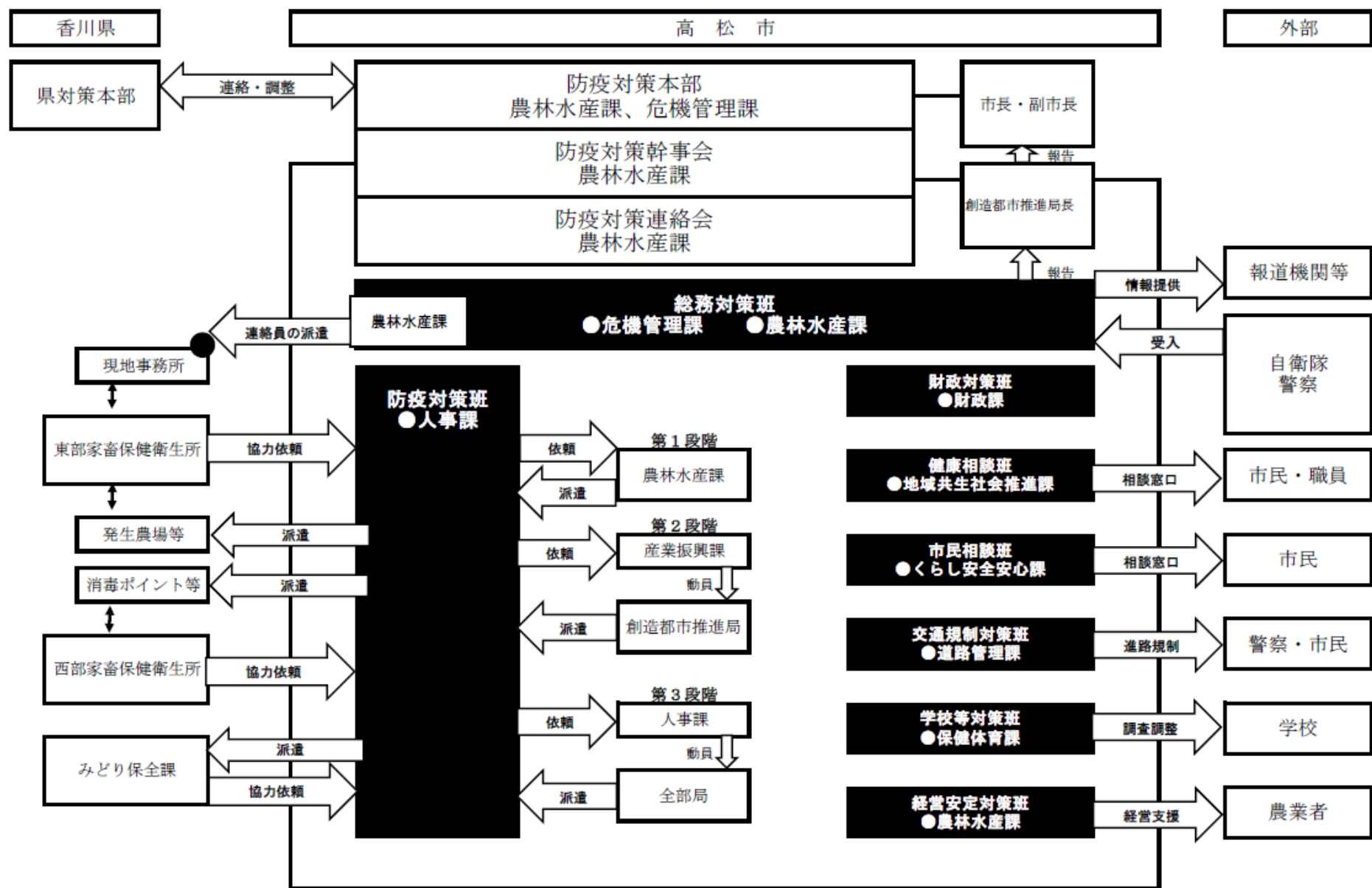


2 野生イノシシ等での感染が確認された場合の対応



※ 県から防疫対応への支援要請が無い場合は、市対策幹事会での対応となる。

【別紙2】連絡体制一覧図



【別紙 3】本病発生時の防疫活動に係る拠点施設

1 一覧表

(1) 着衣会場

	管理者	施設名	住所
1	高松市スポーツ振興課	高松市香南体育館	高松市香南町横井 844 番地 7

(2) 自衛隊駐屯地（候補）

	管理者	施設名	住所
1	高松市農林水産課	高松市香南町由佐農村環境改善センター	高松市香南町由佐 357 番地 2

(3) 消毒ポイント（消毒ポイントは県により選定済み）

	管理者	設置場所名	住所	接する道路の種類
1	高松市スポーツ振興課	高松市東部運動公園 東南端駐車場	高松市高松町 1347-1	県道 272 号線
2	J A 中央地区営農センター	J A 香川県中央地区営農センター東北端駐車場	高松市下田井町 367-1	県道 10・147 号線
3	香川県高松土木事務所	高根通りうぐいす通り交差点第 3 駐車場	高松市香南町由佐	市道
4	香川県高松土木事務所	五色台トンネル東 旧料金所跡地	高松市亀水町	高松坂出線
5	香川河川国道事務所	道の駅 源平の里むれ 駐車場	高松市牟礼町原 631-5	国道 11 号線
6	香川県	サンメッセかがわ 臨時駐車場	高松市林町 2217-1	県道 147 号線
7	高松市スポーツ振興課	高松南部運動場 駐車場	高松市三谷町 3125-4	県道 43 号線
8	(財)かがわ水と緑の財団	公渚公園 第 1 駐車場	高松市東植田町 1210-3	県道 30 号線
9	香川県高松土木事務所	さぬき新道 道路余幅地	高松市東植田町（公渚公園入口付近）	県道三木綾川線（13 号線）
10	高松市スポーツ振興課	高松市西部運動センター駐車場	高松市鬼無町鬼無 10-2	県道 33 号（国道 11 号線）
11	香川県高松土木事務所	さぬき新道 道路余幅地	高松市西植田町（香川町との境界の東約 500m）	県道三木綾川線（13 号線）
12	J A 香川県川東支店	J A 香川県川東支店 東側駐車場	高松市香川町川東上 955	県道 193 号線
13	香川県総合運動公園 管理事務所	香川県総合運動公園	高松市生島町	県道 16 号線

口蹄疫・豚熱等発生時の防疫活動に係る拠点施設



【別紙 4】 畜舎の所在地

(省略)

【別紙5】本病発生時の防疫要員の動員計画

- 1 香川県から、本市の農場で異常家畜が発見された旨の通知があった場合における、防疫施設の設置（防疫施設設置班）に係る派遣人数は、6名（創造都市推進局等）とする。なお、業務に従事する時間は、防疫施設の設置完了までとする。

防疫施設設置班																	合計 6 名	創造都市推進局等
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	----------

- 2 疑似患畜が確定して開始される防疫措置等に係る防疫要員の班編成等は、業務に応じて以下のとおりとする。

- (1) 班編成は、発生地班（畜舎消毒等）、立入制限班（車両等の進入規制）、消毒ポイント班（通行車両の消毒）及び着衣会場班（着衣会場の運営、防護服の着衣補助等）の4班とする。
- (2) 各班の派遣時間帯ごとの派遣人数は、発生地班は2名、立入制限班は2名、消毒ポイント班は3名、着衣会場班は3名とする。
- (3) 各班の現地での業務時間は、発生地班は県の派遣時間帯に合わせ4時間（移動、防護服の着脱及び健康観察に要する時間を含め8時間交代）、立入制限班は6時間（移動に要する時間を含め8時間交代）、消毒ポイント班及び着衣会場班は8時間（現地集合、現地解散）とする。

		発生 1 日目					発生 2 日目					発生 3 日目														
発生後時間 班編成	0～ 6		7～12		13～18		19～24		25～30		31～36		37～42		43～48		49～54		55～60		61～66		67～72		備 考	
発生地班 1																										創造都市推進局
発生地班 2																										
小計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	36
立入制限班 1																										創造都市推進局以外の局 （健康福祉局は除く）
立入制限班 2																										
小計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
消毒ポイント班 1																										創造都市推進局以外の局 （健康福祉局は除く）
消毒ポイント班 2																										
消毒ポイント班 3																										
小計		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27
着衣会場班 1																										創造都市推進局以外の局
着衣会場班 2																										
着衣会場班 3																										健康福祉局
小計		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
合計		114																							114	

※発生地班及び立入制限班は各2か所への動員、消毒ポイント班は3か所（市所管施設のみ）への動員を想定

※発生地班については、農林水産課職員は2回、その他職員は1回の動員を想定

※各部局から要員候補者名簿を提出してもらい、各班の派遣時間帯ごとの欄に具体的な職員名を記入して動員計画を作成

※本病の発生状況により、各班の派遣要員数が変更となる場合あり